

令和6年第1回定例会議案説明資料

1 議案第2号	令和5年度千葉市一般会計補正予算(第9号) 中所管	
[1]	指定管理施設における光熱費高騰対応	P.3
[2]	児童福祉施設措置費	P.4
[3]	ひとり親家庭等医療費助成事業	P.5
[4]	保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業	P.6
[5]	保育所等におけるICT化推進事業	P.7
[6]	こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業	P.8
[7]	保育士修学資金等貸付事業	P.9
[8]	管外委託分を含めた民間保育園等運営費	P.11
[9]	児童福祉費に係る償還金	P.12
2 議案第37号	千葉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について	P.13
3 議案第38号	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一 部改正について	P.15
4 議案第39号	千葉市保育所設置管理条例の一部改正について	P.56

議案第 2 号 令和 5 年度千葉市一般会計補正予算（第 9 号） 中所管

[1] 指定管理施設における光熱費高騰対応

（指定管理施設光熱費高騰対応事業費（少年自然の家））

補正予算書 31 ページ

1 補正理由

指定管理施設の安定した施設運営のため、指定管理者に対し、光熱費高騰に対する支援を実施する。

2 補正予算額

【歳出】 9, 1 4 3 千円

【財源】 一般財源 9, 1 4 3 千円

3 補正の概要

(1) 支援対象施設

千葉市少年自然の家

(2) 支援内容

以下のいずれか少ない額に相当する額について支援金を支払う

①管理運営業務における光熱費計画額と支出額の差額

②管理運営業務収支における収支不足額

4 今後の予定

令和 6 年 3 月～ 支援金の申請受付及び支払い

[2] 児童福祉施設措置費

(児童福祉施設等措置費)

補正予算書 29 ページ

1 補正理由

延べ入所児童数の増加や措置費の単価増などにより不足した所要の経費を補正予算として計上する。

2 補正予算額

【歳出】 144,468千円

【財源】 国費 62,778千円

徴収金 703千円、一般財源 80,987千円

(単位：千円)

		補正前	補正後	補正額
事	業 費	918,036	1,062,504	144,468
内	国 費	464,648	527,426	62,778
	徴 収 金	2,701	3,404	703
訳	一般財源	450,687	531,674	80,987

3 補正金額の内訳

(単位：千円)

項 目	内 容	影響額
①延べ入所児童数の増加	当初予算：1,513人 決算見込み：1,870人 増加人数：357人 (+23.6%)	136,819
②国人事院勧告による単価増	国人事院勧告による措置費単価の増額による 影響	7,649
合 計		144,468

[3] ひとり親家庭等医療費助成事業

(ひとり親家庭等医療費助成事業費)

補正予算書 30 ページ

1 補正理由

ひとり親家庭等医療費助成事業において、当初の見込みより助成額が増加していることから、不足する所要の経費を補正予算として計上する。

2 補正予算額

【歳出】 ひとり親家庭等医療費助成事業費	69,370 千円
(内訳)	
扶助費	69,245 千円
手数料	125 千円
【財源】 一般財源	69,370 千円

(単位：千円)

区 分	補正前	補正後	補正額
事業費	392,204	461,574	69,370
一般財源	392,204	461,574	69,370

<参考> 予算・決算額（扶助費）の推移

(単位：千円)

年 度	予算額	決算額	前年度比 (決算額)
令和3年度	383,388	378,001	125,060
令和4年度	387,923	387,922	9,921
令和5年度	381,266	(見込) 450,510	62,588

[4] 保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業

(保育所等性被害防止対策事業費)

補正予算書 7、10、27、28、30、41 ページ

1 補正理由

保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーテーション設置等に係る所要の経費を補正予算として計上する。

なお、当該予算は国が令和5年度補正予算に前倒して計上したことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うもの。

2 補正予算の内容

(1) 対象施設

市内の公立保育所、民間保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設※、子どもルーム（公設・民設）、アフタースクール、地域子育て支援拠点事業所、病児保育事業所、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、障害児通所支援事業所

※届出のある認可外保育施設（ベビーシッターを除く）

(2) 補助内容

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室・記録用カメラ等の設置費用

(3) 補助率

ア 公立保育所、子どもルーム（公設）、アフタースクール

国 1 / 2、市 1 / 2

イ ア以外の対象施設

国 1 / 2、市 1 / 4（事業者 1 / 4）

(4) 補助基準額

1施設あたり 100 千円

3 補正予算額

【歳出】 44,225 千円

【財源】 国庫支出金 26,050 千円、一般財源 18,175 千円

4 今後の予定

令和6年 4月～ 5月 対象施設に周知、交付申請

6月～ 7月 交付決定

11月～ 12月 実績報告

令和7年 1月～ 2月 対象施設への支払い

[5] 保育所等におけるICT化推進事業

(保育所等ICT化推進事業費)

補正予算書7、28ページ

1 補正理由

従前から実施している保育所等におけるICT化推進事業に加えて、国の制度改正に合わせ、補助対象機能の追加（キャッシュレス決済）等に係る支援を行うための所要の経費を補正予算として計上する。

なお、当該予算は国が令和5年度補正予算に前倒して計上したことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うもの。

2 事業概要

保育士等の負担軽減を図り、保育の質を確保すること等を目的として、書類作成業務等の保育業務支援システムの導入等に係る所要の経費を補助するもの。

補助対象事由	補助対象経費の考え方	補助対象施設
(1) システム導入等	児童の登降園管理など、一定の機能を有するシステム等を導入するために要した費用について、導入する機能数に応じた補助を実施するもの。	・民間保育園 ・幼保連携型認定こども園 ・小規模保育事業
(2) 翻訳機器購入等	外国人児童の保護者等とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための費用を補助するもの。	・事業所内保育事業 ・家庭的保育事業
(3) 認可外保育施設におけるシステム導入等	認可外保育事業所において、保育従事者の業務負担を軽減すること等を目的として、児童の登降園管理等の機能を有するシステム等を導入するために要した費用について補助を実施するもの。	・認可外保育施設 (ベビーシッターを除く)
(4) 一時預かり事業に係るシステム導入等	一時預かり事業利用希望者の手続負担の軽減や、実施事業者の負担軽減等を目的として、空き状況の確認や予約手続き等を行うためのシステム導入に要する経費を助成するもの。	・一時預かり事業を実施する事業所
(5) 地域子ども・子育て支援事業におけるICT機器導入等	地域子育て支援拠点施設において、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に要する経費を助成するもの	・地域子育て支援拠点施設 (子育て支援館、 子育て支援センター、 子育てリラックス館)

3 補正予算額

【歳出】 保育所等におけるICT化推進事業費 39,421千円

[内訳]

(1) システム導入等	22,500千円
(2) 翻訳機器購入等	1,200千円
(3) 認可外保育施設におけるシステム導入等	525千円
(4) 一時預かり事業に係るシステム導入等	2,196千円
(5) 地域子ども・子育て支援事業におけるICT機器導入等	13,000千円

【財源】 (1)～(4) 国費2/3、一般財源1/3

(5) 国費1/3、県費1/3、一般財源1/3

4 今後の予定

令和6年 4月～ 5月 対象施設に周知
6月～ 各施設の申請状況に応じて、交付決定・支払い

[6] こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

（こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業費）

補正予算書 7、28 ページ

1 補正理由

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、新たな通園給付「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設が明記され、国は令和5年度補正予算により、本制度の本格実施を見据えた試行的事業を実施することとした。本市において、試行的事業を実施するため所要の経費を補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うもの。

2 事業概要

対象となるこどもが保護者の就労要件を問わずに時間単位で対象事業所を利用できるようにするもの。

- (1) 利用対象者 保育所等に通所していない0歳6か月～満3歳未満児
- (2) 実施対象事業者 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等で適切に事業を実施できると市が認めた者
- (3) 利用時間 一人当たり「月10時間」を上限
- (4) 事業実施期間 令和6年7月から令和7年3月まで

3 補正予算額

【歳出】 145,797千円

（補助金 134,589千円、事務費 11,208千円）

補助金概要

（単位：千円）

項目	内容	補助額
事業補助	こども一人1時間受け入れにつき850円	107,084
賃借料補助	1事業所当たり3,066千円（12月）	2,300
改修費等補助	・改修費1事業所当たり3,000千円 ・賃借料（開設前月分）1事業所当たり450千円	24,450
低所得者等負担額補助	世帯の市民税所得割額等に応じて、利用者負担額（こども一人あたり1時間300円）の全額または一部を助成	755
合計		134,589

【財源】国庫補助金 107,309千円 一般財源 38,488千円

4 今後の予定

- 令和6年～4月 事業者公募・審査
- 5月～ 利用者申請の受付開始
- 7月～ 事業開始

[7] 保育士修学資金等貸付事業

(保育士修学資金等貸付事業費)

補正予算書 7、28 ページ

1 補正理由

保育士修学資金等貸付事業は、保育士不足に対応するため、平成28年度に国から一括交付された貸付原資に、令和4年度及び5年度に交付された貸付原資を積み増して運用しているところであるが、令和6年度及び7年度貸付決定者分の貸付原資が不足する見込みであるため、所要の経費を計上する。

なお、当該予算は国が令和5年度補正予算に前倒して計上したことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うもの。

【参考】	令和5年度末	原資残高（見込）	345,704千円
	令和6年度	貸付額（見込）	349,169千円
	令和7年度	貸付額（見込）	286,252千円

2 事業概要

【実施主体】 千葉市社会福祉協議会（貸付原資を一括交付）

	貸付対象	貸付額
保育士修学資金貸付	指定保育士養成施設を卒業後、市内の保育所等での勤務を予定している者	修学資金（50千円以内/月） 入学準備金（200千円以内） 就職準備金（200千円以内） ※貸付期間は原則2年間を限度とし、卒業後1年以内に保育士登録し、5年以上県内の保育所等に勤務した場合は返還を免除
保育補助者雇上費貸付	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業を実施する者（いずれも公立を除く）	保育補助者の賃金等（2,953千円以内/年） ※貸付期間は3年間を限度とし、貸付期間中に保育士資格を取得したとき、または貸付期間終了後1年以内に保育士資格の取得が見込まれる場合は返還を免除
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	未就学児をもつ保育士で、市内の保育所等に新たに勤務する者又は、産休・育休から復帰する者	保育料の半額（27千円以内/月） ※貸付期間は1年間を限度とし、2年以上市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除
就職準備金貸付	保育所等に新たに勤務する者	就職準備金（200千円又は400千円。 地域の有効求人倍率による。） ※1回を限度とし、2年以上市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除

3 補正予算額

【歳出】保育士修学資金等貸付事業費 289,717千円

[内訳]

・保育士修学資金貸付	213,505千円
・保育補助者雇上費貸付	17,718千円
・未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	14,904千円
・就職準備金貸付	7,200千円
・事務費	32,925千円
・令和6年度貸付決定者分不足額	3,465千円

【財源】国費9/10、一般財源1/10

[8] 管外委託分を含めた民間保育園等運営費

(児童福祉施設等措置費、教育・保育給付費)

補正予算書 28～29 ページ

1 補正理由

管外保育施設への延べ入所児童数の増加や、令和5年度人事院勧告に基づき決定された公定価格単価が想定を上回る改定となったこと等から、不足する運営費を増額するもの。

2 補正予算額

【歳出】 649,007千円
 【財源】 国費 320,785千円、県費 160,392千円
 保育料 7,440千円、一般財源160,390千円

(単位：千円)

		補正前	補正後	補正額
事	業 費	24,971,566	25,620,573	649,007
内 訳	国 費	11,873,306	12,194,091	320,785
	県 費	5,384,890	5,545,282	160,392
	保 育 料	1,886,075	1,893,515	7,440
	一般財源	5,827,295	5,987,685	160,390

3 補正金額の内訳

項 目	内 容	影響額
①延べ入所児童数の増加	※管外委託児童分 当初予算：2,083人 決算見込み：2,633人 増加人数：550人 (+26.4%)	0.52億円
②国人事院勧告等による単価増	国人事院勧告等による公定価格単価の増額 による影響 (+2.33%)	5.83億円
③給付費の加算金額の増加等	※管外委託児童分 処遇改善等加算Ⅲ等の加算増	0.14億円
合 計		6.49億円

[9] 児童福祉費に係る償還金

(その他諸経費)

補正予算書 28～30 ページ

1 補正理由

令和4年度に各種事業に要する費用について、国等により交付を受け、実績の確定に伴い超過交付となったことから、令和5年度中に超過額を償還する必要があるため、補正予算を計上する。

2 補正予算額

【歳出】 843,815千円

【財源】 一般財源 843,815千円

3 補正金額の内訳

(単位：千円)

	国費返還額 (ア)	県費返還額 (イ)	超過額 (ア) + (イ)
子ども・子育て支援交付金	244,412	144,126	388,538
子育てのための施設等利用給付交付金	148,670	72,954	221,624
保育対策総合支援事業費補助金	80,564	-	80,564
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業	5,447	-	5,447
子どものための教育保育給付費補助金	2,700	-	2,700
子どものための教育保育給付交付金	-	36,897	36,897
保育士等処遇改善臨時特例交付金	53,634	-	53,634
児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	32,513	-	32,513
母子家庭等対策総合支援事業費補助金	6,288	-	6,288
児童扶養手当給付費国庫負担金	15,610	-	15,610
合 計	589,838	253,977	843,815

議案第 37 号 千葉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案書 138～145 ページ

1 制定の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 6 年 4 月施行）の制定に伴い、社会福祉法第 65 条の規定に基づき千葉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。また、当該基準を定める条例の制定に伴い、千葉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する。

2 条例の内容

ア 対象施設

女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（自立支援）を目的とする施設）

イ 基準の概要

本条例は、社会福祉法第 65 条の規定に基づき、女性自立支援施設における人員、設備、運営及び利用定員に関する基準を定めるものであり、条例を定める際の基準となる「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」（省令）と同様の内容を定めるものである。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

【参考】女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の概要

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、社会福祉法第 65 条第 2 項の規定に基づき定められた女性自立支援施設を経営する事業について都道府県（指定都市）が条例を定めるための基準であり、主に職員配置、施設長の資格要件、設備、安全計画の策定等、入所定員について規定されている。

・基準の主な内容

- (ア) 配置する職員 施設長 1 名、自立支援を行う職員 2 名以上、栄養士又は調理員 1 名以上、看護師又は心理療法担当職員 1 名以上、事務員 1 名以上を配置すること。
- (イ) 施設長の資格要件 女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、社会福祉主事資格者や困難な問題を抱える女性への支援に関する活動へ一定期間従事した者であること。
- (ウ) 設備 事務室、相談室、宿直室、居室、集会室兼談話室、静養室、医務室、作業室、食堂、調理室、洗面所、浴室、便所、洗濯室等を設けること。

- (エ) 安全計画の策定等 設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練等の計画の策定等、入所者等の秘密保持等、感染症や非常災害発生時における入所者支援の継続実施等の業務継続計画の策定等、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練の定期的な実施を行うこと。
- (オ) 居室の入所定員等 原則1人とし、居室の面積はおおむね9.9㎡以上とすること。

※女性自立支援施設の前身である婦人保護施設は、本市には設置されていない。

議案第38号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案書 146～154 ページ

1 改正の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことから、当該法律の規定を引用している条例について、所要の改正を行う。また、児童福祉施設等が満たすべき基準を定める内閣府令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、当該基準を定める条例等の一部を府令等で定める国基準の改正と同様に改正する。

2 改正内容

(1) 法律等の改正に伴う引用条項等の整理

ア 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、こども家庭庁への事務の移管により所管大臣が変更になることに伴い、対象となる規定中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」又は「こども家庭庁長官」に改める。

イ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、児童発達支援センターの類型が一元化されることに伴い、対象となる規定中の「福祉型児童発達支援センター」及び「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

ウ 「子ども・子育て支援法」の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める。

エ 「学校教育法」の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める。

(2) 重要事項の揭示等に係る改正

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、重要事項（運営規程の概要、職員の勤務の体制等）の揭示等の規定が改正されたことから、国基準と同様の規定に改正する。

(3) 自立支援計画策定に係るこどもの意見聴取の規定の創設

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の施設長に策定が義務付けられている自立支援計画の策定時において、児童福祉法第33条の3の3の規定と同様に意見聴取等措置を行う旨の規定が設けられたことから、国基準と同様の規定に改正する。

(4) 里親支援センターの新設に伴う規定の整備

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、新たに児童福祉施設として位置づけられることとなる里親支援センターについて関係機関との連携が規定されたことから、国基準と同様の規定を設ける。

3 改正する条例

(1) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(改正内容 2 (1) アが該当)

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

(改正内容 2 (1) イが該当)

対象施設：福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター

(改正内容 2 (3)、(4) が該当)

対象施設：乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

(2) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(改正内容 2 (1) アが該当)

対象施設：家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所

(3) 千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(改正内容 2 (1) ア、(1) ウ、(1) エ、(2) が該当)

対象施設：保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所

(4) 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(改正内容 2 (1) ア、(1) エが該当)

対象施設：認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

5 新旧対照表

(1) 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次（略） 第1章～第9章（略）	目次（略） 第1章～第9章（略）
第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u> 二	第10章 <u>児童発達支援センター</u>
<u>第11章 医療型児童発達支援センター（第85条—第88条）</u>	第11章 削除
第1条（略） （最低基準の目的） 第2条 最低基準は、児童福祉施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかで社会に適応するように育成されることを保障するものとする。	第1条（略） （最低基準の目的） 第2条 最低基準は、児童福祉施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかで社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
第3条～第6条の2（略） （安全計画の策定等） 第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第3条～第6条の2（略） （安全計画の策定等） 第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2～4（略）	2～4（略）

第6条の4～第14条（略）

（入所者及び職員の健康診断）

第15条 児童福祉施設（児童厚生施設
及び児童家庭支援センター

を除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2～4（略）

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣

が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

（1）～（4）（略）

第17条～第28条（略）

（乳児院の長の資格等）

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣

が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

（1）～（3）（略）

第6条の4～第14条（略）

（入所者及び職員の健康診断）

第15条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

を除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2～4（略）

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官

が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

（1）～（4）（略）

第17条～第28条（略）

（乳児院の長の資格等）

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官

が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

（1）～（3）（略）

<p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第30条・第31条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について</p> <p style="text-align: right;">、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センターをいう。第96条及び第110条第2項において同じ。）等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第35条・第36条 (略)</p>	<p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第30条・第31条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、<u>年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向</u>、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、保健所、市町村保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センターをいう。第96条及び第110条第2項において同じ。）等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第35条・第36条 (略)</p>
--	---

<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣 が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣 が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣 が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第38条・第39条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について</p> <p style="text-align: right;">、母</p> <p>子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第41条・第42条 (略)</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第38条・第39条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第41条・第42条 (略)</p>
--	--

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。以下同じ。）及び公共職業安定所（職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条第1項に規定する公共職業安定所をいう。以下同じ。）並びに必要に応じ児童家庭支援センター、**婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所**

をいう。）等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第44条～第47条（略）

(保育の内容)

第48条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、**厚生労働大臣**が定める指針に従わなければならない。

第49条～第56条（略）

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、**厚生労働大臣**が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3)（略）

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。以下同じ。）及び公共職業安定所（職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条第1項に規定する公共職業安定所をいう。以下同じ。）並びに必要に応じ児童家庭支援センター、**里親支援センター、女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター**をいう。）等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第44条～第47条（略）

(保育の内容)

第48条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、**内閣総理大臣**が定める指針に従わなければならない。

第49条～第56条（略）

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、**こども家庭庁長官**が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3)（略）

<p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第58条～第60条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第61条 児童養護施設の長は、第59条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について</p> <p style="text-align: right;">、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第62条・第63条 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第64条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター</p> <p style="text-align: right;">、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第58条～第60条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第61条 児童養護施設の長は、第59条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u>、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第62条・第63条 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第64条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
--	--

<p>(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>(5) 主として肢体不自由</p> <p style="padding-left: 40px;">のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 訓練室及び屋外訓練場</p> <p>イ (略)</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第66条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。第75条第1項、第80条第1項及び第86条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことがで</p>	<p>(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>(5) 主として肢体不自由(法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 支援室及び屋外遊戯場</p> <p>イ (略)</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第66条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。第75条第1項、第80条第1項及び第86条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことがで</p>
--	---

<p>きる。</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</p> <p>15 心理指導担当職員は、大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>第67条～第73条（略）</p> <p>第9章（略）</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第74条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。</p>	<p>きる。</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</p> <p>15 心理担当職員は、大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>第67条～第73条（略）</p> <p>第9章（略）</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第74条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するために必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。</p>
---	---

<p>(職員) 第75条(略)</p> <p>2～5(略)</p> <p>6 主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する職員及び<u>心理指導</u>を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>7(略)</p> <p>第76条～第78条(略)</p> <p><u>第10章 福祉型児童発達支援センター</u></p> <p>(設備の基準) 第79条 <u>福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</u></p> <p><u>(2) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児</u></p>	<p>(職員) 第75条(略)</p> <p>2～5(略)</p> <p>6 主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する職員及び<u>心理支援</u>を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>7(略)</p> <p>第76条～第78条(略)</p> <p><u>第10章 児童発達支援センター</u></p> <p>(設備の基準) 第79条 <u>児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(削る。)</u></p>
--	--

<p><u>童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p>	
<p><u>(3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p>
<p><u>(4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p>
<p><u>(5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p>
<p><u>(6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とするこ</u></p>

<p>(職員)</p> <p>第80条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営む上で必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営む上で必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下この条において同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合看護職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰かくたん吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自</p>	<p><u>と。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第80条 児童発達支援センター</p> <p>二</p> <p>には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営む上で必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営む上で必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下この条において同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合看護職員</p> <p>(4) 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰かくたん吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自</p>
--	--

<p>らの事業又はその一環として喀痰かくたん吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</p> <p>(5) 当該 <u>福祉型児童発達支援センター</u> （社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>	<p>らの事業又はその一環として喀痰かくたん吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</p> <p>(5) 当該 <u>児童発達支援センター</u> （社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 福祉型児童発達支援センター</u>の児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p><u>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター</u>の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p><u>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター</u>には、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合に</p>	<p><u>2 児童発達支援センター</u>において、<u>肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。</u></p> <p><u>3 児童発達支援センター</u>の児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p><u>4 児童発達支援センター</u>の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p><u>(削る。)</u></p>

<p><u>応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</u></p>	
<p><u>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p><u>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p><u>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p><u>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p><u>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数</u></p>	<p>(削る。)</p>

は、1人以上でなければならない。

10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。**第86条第2項において同じ。**）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と**福祉型児童発達支援センターに通所している**障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（生活指導及び計画の作成）

第81条 **福祉型児童発達支援センター**における生活指導及び**福祉型児童発達支援センター**の長の計画の作成については、第67条第1項及び第69条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第82条 **福祉型児童発達支援センター**の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第83条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しな

5 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と **児童発達支援センターに入所している**障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（生活指導及び計画の作成）

第81条 **児童発達支援センター**における生活指導及び **児童発達支援センター**の長の計画の作成については、第67条第1項及び第69条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第82条 **児童発達支援センター**の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

第83条 削除

<p><u>ればならない。</u></p> <p><u>(心理学的及び精神医学的診査)</u></p> <p><u>第 8 4 条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第 7 2 条の規定を準用する。</u></p> <p><u>第 1 1 章 医療型児童発達支援センター</u> <u>二</u></p> <p><u>(設備の基準)</u></p> <p><u>第 8 5 条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第 8 6 条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。</u></p> <p><u>2 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p><u>(入所した児童に対する健康診断)</u></p> <p><u>第 8 7 条 医療型児童発達支援センターにおいては、入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮</u></p>	<p><u>(心理学的及び精神医学的診査)</u></p> <p><u>第 8 4 条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</u></p> <p><u>第 1 1 章 削除</u></p> <p><u>第 8 5 条 削除</u></p> <p><u>第 8 6 条 削除</u></p> <p><u>第 8 7 条 削除</u></p>
---	--

しなければならない。

(生活指導等)

第 88 条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第 67 条第 1 項、第 69 条及び第 82 条の規定を準用する。

第 89 条・第 90 条 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第 91 条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、**厚生労働大臣** が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は**厚生労働大臣** が指定する講習会の課程を修了したものの

ア～ウ (略)

2 児童心理治療施設の長は、2 年に 1 回以上、その資質の向上のための**厚生労働大臣** が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第 92 条 (略)

(自立支援計画の策定)

第 93 条 児童心理治療施設の長は、前

第 88 条 削除

第 89 条・第 90 条 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第 91 条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、**こども家庭庁長官** が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は**こども家庭庁長官** が指定する講習会の課程を修了したものの

ア～ウ (略)

2 児童心理治療施設の長は、2 年に 1 回以上、その資質の向上のための**こども家庭庁長官** が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第 92 条 (略)

(自立支援計画の策定)

第 93 条 児童心理治療施設の長は、前

<p>条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について</p> <p>、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第94条・第95条（略）</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第96条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第97条・第98条</p> <p>（児童自立支援施設の長の資格等）</p> <p>第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この</p>	<p>条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第94条・第95条（略）</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第96条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第97条・第98条</p> <p>（児童自立支援施設の長の資格等）</p> <p>第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この</p>
--	--

<p>限りでない。</p> <p>第100条～第102条（略）</p> <p>（自立支援計画の策定）</p> <p>第103条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について</p> <p style="text-align: right;">、児童</p> <p>やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第104条・第105条（略）</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第106条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第107条～第109条（略）</p> <p>（支援を行うに当たって遵守すべき事項）</p> <p>第110条（略）</p> <p>2 児童家庭支援センターは、迅速かつ的確に支援を行うことができるよう、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を円滑に行わなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>限りでない。</p> <p>第100条～第102条（略）</p> <p>（自立支援計画の策定）</p> <p>第103条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第104条・第105条（略）</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第106条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第107条～第109条（略）</p> <p>（支援を行うに当たって遵守すべき事項）</p> <p>第110条（略）</p> <p>2 児童家庭支援センターは、迅速かつ的確に支援を行うことができるよう、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を円滑に行わなければならない。</p> <p>以下（略）</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3第1項の改正規定（「以下の条」の次に「及び次条」を加える部分に限る。）、第16条及び第29条、第37条、第48条、第57条及び第66条第1項の改正規定、第80条第1項の改正規定（「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める部分に限る。）、同条第10項の改正規定（「通所している」を「入所している」に改める部分に限る。）並びに第91条及び第99条の改正規定、第2条の規定、第3条の規定（同条中千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条の改正規定を除く。）並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第79条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第3条 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第80条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

第4条 この条例の施行の際現に設置している第1条の規定による改正前の千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第79条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第79条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第5条 この条例の施行の際現に設置している旧条例第79条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第80条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

(2) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次（略）	目次（略）
第1条～第24条（略）	第1条～第24条（略）
（保育の内容）	（保育の内容）
第25条 家庭的保育事業者は、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）第48条に規定する 厚生労働大臣 が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	第25条 家庭的保育事業者は、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）第48条に規定する 内閣総理大臣 が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
以下（略）	以下（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3第1項の改正規定（「。以下この条」の次に「及び次条」を加える部分に限る。）、第16条及び第29条、第37条、第48条、第57条及び第66条第1項の改正規定、第80条第1項の改正規定（「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める部分に限る。）、同条第10項の改正規定（「通所している」を「入所している」に改める部分に限る。）並びに第91条及び第99条の改正規定、第2条の規定、第3条の規定（同条中千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条の改正規定を除く。）並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

(3) 千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次（略）	目次（略）
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
第4条（略）	第4条（略）
<p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(1) 認定こども園 法第19条各号 に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(2) 幼稚園 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(3) 保育所 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
第5条（略）	第5条（略）
<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>	<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>
第6条（略）	第6条（略）
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保</p>

育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法**第19条第1項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の**同項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5（略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条（略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法**第19条第1項第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設

育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法**第19条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の**同条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5（略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条（略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法**第19条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設

<p>の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割</p>	<p>の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割</p>
---	--

合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) **法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) **法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) **法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) **法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子ども

合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) **法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) **法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) **法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) **法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子ども

<p>に該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第19条 (略)</p> <p>(運営規定)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>に該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第19条 (略)</p> <p>(運営規定)</p> <p>第20条 (略)</p>
---	--

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) ~ (11) (略)</p> <p>第21条・第22条 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を 揭示しなければ</p> <p style="text-align: center;">ならない。</p> <p>第24条~第34条 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法 第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) ~ (11) (略)</p> <p>第21条・第22条 (略)</p> <p>(揭示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を 揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第24条~第34条 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法 第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合</p>
---	---

には、当該特別利用保育に係る法**第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法**第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「**法第19条第1項第1号又は第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」とあるのは「**法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とある

には、当該特別利用保育に係る法**第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法**第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「**同号又は同条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と

、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とある

のは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中

のは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「**特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）**」とあるのは「**特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施**

「利用の申込みに**係る法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「**法第19条第1項第1号又は第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、

第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章（略）

第3節（略）

第37条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、**法第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営

設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「**同条第1号又は**

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」とあるのは「**同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」と、

第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章（略）

第3節（略）

第37条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、**法第19条第3号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法**第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条（略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法**第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3

に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法**第19条第3号**に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条（略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法**第19条第3号**に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3

<p>歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第40条～第43条（略）</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第45条～第50条（略）</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当</p>	<p>歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第40条～第43条（略）</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第45条～第50条（略）</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当</p>
---	--

する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る**法第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに**係る法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「**法第19条第1項第1号又は第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、

「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序に

する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る**法第19条第3号**に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに**係る法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「**同号又は同条第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「**同号**」とあるのは「**同条第3号**」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序に

より決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる**法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している**法第19条第1項第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規

より決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる**法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している**同条第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規

定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法**第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法**第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(電磁的記録等)

第53条(略)

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出

定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法**第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法**第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(電磁的記録等)

第53条(略)

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出

については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) **磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

附則

第1条・第2条 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合において

については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) **電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)**

をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

附則

第1条・第2条 (略)

第3条 削除

は、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同号第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあ

<p><u>るのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。</u></p>	<p>以下(略)</p>
<p>以下(略)</p>	<p>以下(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3第1項の改正規定(「。以下この条」の次に「及び次条」を加える部分に限る。)、第16条及び第29条、第37条、第48条、第57条及び第66条第1項の改正規定、第80条第1項の改正規定(「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める部分に限る。)、同条第10項の改正規定(「通所している」を「入所している」に改める部分に限る。)並びに第91条及び第99条の改正規定、第2条の規定、第3条の規定(同条中千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条の改正規定を除く。)並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

- (4) 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「認定こども園」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>（1）幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。第8条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>（教育及び保育の内容）</p> <p>第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「認定こども園」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>（1）幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。第8条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>（教育及び保育の内容）</p> <p>第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年</p>

厚生省令第63号)第35条に規定する 厚生労働大臣 が定める指針をいう。)に基づかなければならない。	厚生省令第63号)第35条に規定する 内閣総理大臣 が定める指針をいう。)に基づかなければならない。
2 (略)	2 (略)
第9条～第22条 (略)	第9条～第22条 (略)
附則 (略)	附則 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3第1項の改正規定(「。以下この条」の次に「及び次条」を加える部分に限る。)、第16条及び第29条、第37条、第48条、第57条及び第66条第1項の改正規定、第80条第1項の改正規定(「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める部分に限る。)、同条第10項の改正規定(「通所している」を「入所している」に改める部分に限る。)並びに第91条及び第99条の改正規定、第2条の規定、第3条の規定(同条中千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条の改正規定を除く。)並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

議案第39号 千葉市保育所設置管理条例の一部改正について

議案書 155 ページ

1 改正の趣旨

千葉市亥鼻保育所（以下「亥鼻保育所」という。）の建替え・民間移管にあたり、現保育所を廃止するため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

令和6年4月1日より、民間移管し、民間事業者による運営を開始するため、亥鼻保育所を廃止する。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 これまでの経緯及び今後のスケジュール

令和2年11月 保護者説明会開催

令和3年 3月 住民説明会

10月 建替実施計画策定

保護者説明会開催

11月 住民説明会

令和4年 8月 整備・運営法人※決定

(社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会において審議)

10月 三者協議会開催（以降、概ね2～3か月ごとに開催）

令和5年度 共同保育実施

移転先用地に新園舎建設工事開始

令和6年 4月 民間移管

亥鼻保育所 廃止

※整備・運営法人の概要

項目	亥鼻保育所
法人名	社会福祉法人 末広会
所在地	千葉市中央区末広4-21-4
代表者	理事長 大川 忠夫
運営実績	認可保育所 すえひろ保育園 (H29.5～)

5 新旧対照表

千葉県保育所設置管理条例（昭和39年千葉県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>第1条（略）</p> <p>（名称等）</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県白旗保育所 ～千葉県野呂保育所</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>千葉県亥鼻保育所</u></td> <td><u>千葉県中央区亥鼻2丁目5番6号</u></td> </tr> <tr> <td>千葉県更科保育所 ～千葉県磯辺保育所</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下（略）</p>	名称	位置	千葉県白旗保育所 ～千葉県野呂保育所	（略）	<u>千葉県亥鼻保育所</u>	<u>千葉県中央区亥鼻2丁目5番6号</u>	千葉県更科保育所 ～千葉県磯辺保育所	（略）	<p>第1条（略）</p> <p>（名称等）</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県白旗保育所 ～千葉県野呂保育所</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>（削る）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉県更科保育所 ～千葉県磯辺保育所</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下（略）</p>	名称	位置	千葉県白旗保育所 ～千葉県野呂保育所	（略）	<u>（削る）</u>		千葉県更科保育所 ～千葉県磯辺保育所	（略）
名称	位置																
千葉県白旗保育所 ～千葉県野呂保育所	（略）																
<u>千葉県亥鼻保育所</u>	<u>千葉県中央区亥鼻2丁目5番6号</u>																
千葉県更科保育所 ～千葉県磯辺保育所	（略）																
名称	位置																
千葉県白旗保育所 ～千葉県野呂保育所	（略）																
<u>（削る）</u>																	
千葉県更科保育所 ～千葉県磯辺保育所	（略）																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。